

第 4 部 行動計画

第1章 施策の展開

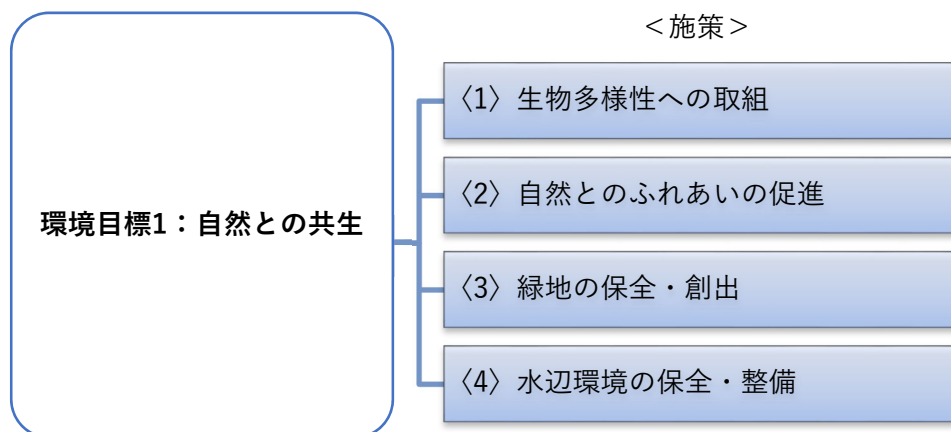
1. 自然環境分野

■自然環境分野における目標・施策

自然環境分野における環境目標は、【自然との共生】です。目標の具現化に向けては、4つの施策を設けます。

〈1〉生物多様性への取組、〈2〉自然とのふれあいの促進、〈3〉緑地の保全・創出、〈4〉水辺環境の保全・整備の各施策の展開を通じ、緑、水辺環境などの保全、自然とのふれあいの促進など、市民の自然との共生にむけた取組を推進することで、「自然環境の住民満足度の向上」を図ります。

自然環境分野



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
自然環境の住民満足度	16.5%	25%

■関連する SDGs の項目



【施策1】 生物多様性への取組（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

生物多様性の保全と生態系サービス※の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、樹林地、水辺、河川などの良好な自然環境を保全するとともに、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。



（サクラソウトラスト地の自然観察会）

実行施策		担当課
①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区※の指定や「ふるさとの緑の景観地※」の保全に努めます。	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木※の保全に努めます。	みどり公園課
③	環境イベント等において情報発信を行い、自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めます。	環境政策課
④	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による自然観察会を行います。	環境政策課
⑤	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	河川課
⑥	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。	農政課
⑦	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物※などによる生態系への被害防止に努めます。	生活環境課
⑧	生き物の生息状況を把握するため、市民団体や環境保護団体にヒヤリングを行うことで情報や知識の集約に努めます。	みどり公園課 環境政策課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
緑地面積	1,264.22ha(2020年度)	↗
緑地率	27.8%(2020年度)	↗
自然観察会の参加者数（累計）（生物多様性への取組）	40人	↗
特定外来生物の駆除数（アライグマ）	136頭/年	↗

※生態系サービス…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

※特別緑地保全地区…都市の無秩序な拡大防止や緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき市が指定するもの。

※ふるさとの緑の景観地…「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、埼玉県が指定するもの。

※保存樹林・保存樹木…「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき、市が指定するもの。

※特定外来生物…外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」（2004年）によって規定された生物のこと。

【施策2】 自然とのふれあいの促進（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあうことができる機会を創出するとともに、市民の参加を促進できる魅力的な施策の実施に努めます。

また、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により、自然とのふれあいを促進します。



（鴨川の冬鳥観察会）

実行施策		担当課
①	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。	みどり公園課
②	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地※に指定し、「ふれあいの森※」の保全に努めます。	みどり公園課
③	市民が自然とふれあう機会を増やすため、自然観察会などの体験型環境学習を充実させます。	環境政策課
④	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課
⑤	身近な自然に親んでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。	環境政策課
⑥	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。	農政課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
自然学習館※におけるイベントの参加率	80%	↗
自然観察会の参加者数（累計）（自然とのふれあい）	39人	↗
農業体験教室の開催数（作付け・収穫）	8回／年	→

※特別緑地…「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき指定した樹林の中で、特に良好なもの。

※ふれあいの森…特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。

※自然学習館…上尾丸山公園内に設置された、上尾の自然や文化を学習、観察、体験ができる施設。

【施策3】 緑地の保全・創出（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象[※]への対策としても有効です。市内に残された貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

また、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

実行施策		担当課
①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」の保全に努めます。【施策〈1〉と同じ】	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木の保全に努めます。【施策〈1〉と同じ】	みどり公園課
③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金 [※] 」の適切な運用に努めます。	みどり公園課
④	森林環境譲与税基金 [※] の適切な運用に努めます。	みどり公園課
⑤	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度 [※] の適切な運用に努めます。	みどり公園課
⑥	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
⑦	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。	みどり公園課
⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。	みどり公園課
⑨	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
⑩	市街地に残る農地や生産緑地 [※] を貴重な緑の空間として位置づけ、その保全を図ります。	都市計画課
⑪	都市計画道路の新設・改築の際には、街路樹等緑地空間の整備を検討するなど、道路環境の整備・管理に取り組みます。	道路課
⑫	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市 [※] 」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
緑地面積	1,264.22ha(2020 年度)	↗
緑地率	27.8%(2020 年度)	↗
森林環境譲与税基金積立額	8,702,000 円	↗
協定締結公園※数	63 箇所	↗
樹木管理公園※数	132 箇所	→



<あげお朝市>

野菜・花農家などが出店しています。季節にもよりますが、トマト・キュウリ・ナス・ダイコン等、彩り豊かな野菜がそろいます。

この他にも、苗や鉢などが出そろうこともあります。

上尾駅自由通路において、毎月第4土曜日に開催しています（令和2年度）。



※ヒートアイランド現象…都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

※みどりの基金…上尾の緑を守り、創り育てていくために基金を設置するもの。

※森林環境譲与税基金…木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策のための基金を設置するもの。

※緑のパートナーシップ制度…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

※生産緑地…「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地のこと。

※あげお朝市…「あげお朝市実行委員会」が市内で生産された新鮮で安全な野菜や卵などをJR上尾駅自由通路にて月1回直売するイベント。

※協定締結公園…公園管理協定の締結されている公園のこと。

※樹木管理公園…剪定等の樹木管理を行った公園のこと。

【施策4】 水辺環境の保全・整備（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

水辺環境に地域の方が関心を持ち、地域の顔となる身近な水辺環境を再生・創造するため、河川や池、農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行います。

また、自然体験等の環境教育の場として位置付けるとともに、地域の活性化と積極的な水辺環境保全活動が得られるよう推進します。



（上尾丸山公園のかいぼり）

実行施策		担当課
①	「かいぼり※」実施による水質維持や外来種駆除に努めます。	みどり公園課
②	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。【施策〈1〉と同じ】	河川課
③	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	河川課
④	堤防や護岸等の損傷箇所の発見のための河川パトロール等を実施します。	河川課
⑤	不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。	河川課
⑥	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。	農政課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
主要河川パトロール回数	36回／年	→
水路等パトロール回数	12回／年	→
河川における不法投棄の件数	8件／年	→

※かいぼり…池や沼の水をくみ出して泥をさらい、魚などの生物を獲り、天日に干すこと。

2. 都市・生活環境分野

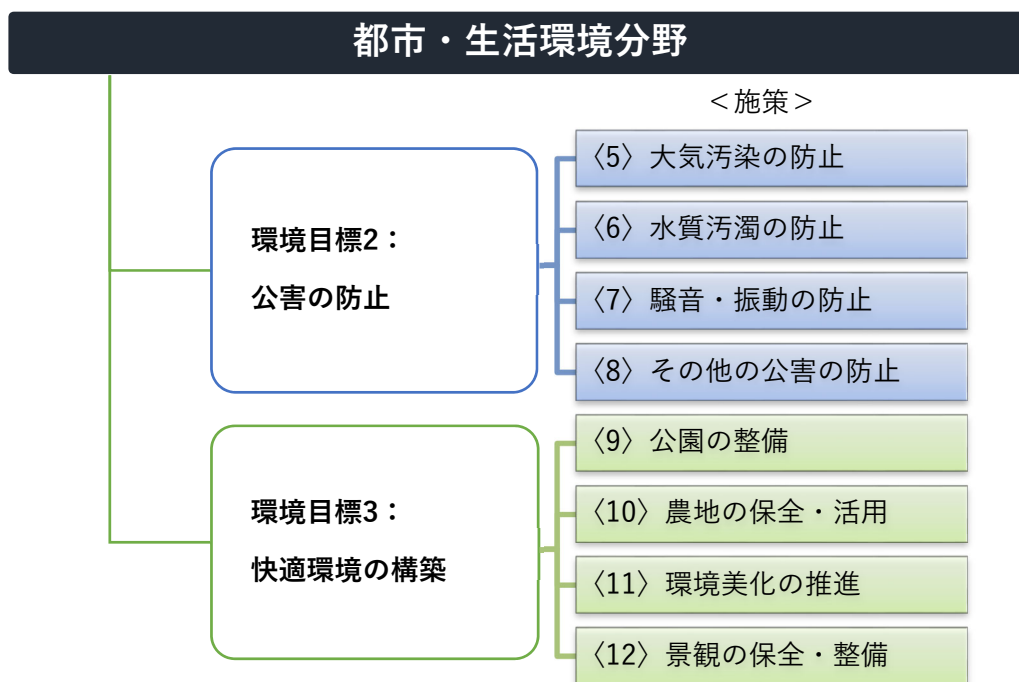
■都市・生活環境分野における目標・施策

都市・生活環境分野における環境目標は、【公害の防止】と【快適環境の構築】です。目標の具現化に向けては、それぞれ4つの施策を設けます。

【公害の防止】では、〈5〉大気汚染の防止、〈6〉水質汚濁の防止、〈7〉騒音・振動の防止、〈8〉その他の公害の防止の各施策を展開します。

【快適環境の構築】では、〈9〉公園の整備、〈10〉農地の保全・活用、〈11〉環境美化の推進、〈12〉景観の保全・整備の各施策を展開します。

大気汚染等の公害を防止するとともに、公園・農地等の整備、環境美化や景観保全など快適に暮らせる環境を整備することで、「都市・生活環境の住民満足度の向上」を図ります。



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
都市・生活環境 の住民満足度	29.9%	35%

■関連する SDGs の項目



【施策5】 大気汚染の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物※（VOC）や浮遊粒子状物質※の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

実行施策		担当課
①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。	生活環境課
②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度※について広報に努めます。	生活環境課
③	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やポイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	一定以上の駐車場を設置する事業者に、アイドリングストップ※の表示等について指導を行います。	生活環境課
⑤	自動車からの排出ガスを抑制するため、市民や事業者にエコドライブ※やアイドリングストップの実践を促します。	環境政策課
⑥	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者公共交通機関利用の実践を促します。	交通防犯課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
立入事業所件数	1件／年	→
アイドリングストップ指導率	100%	→
ぐるっとくんの年間利用者数	480,306人／年	↗

※揮発性有機化合物…インキ、ガソリン等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。

※浮遊粒子状物質…粒子状の物質のうち、大気中に浮遊している粒径が10μm以下のもの。

※PRTR制度…人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から排出される量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

※アイドリングストップ…自動車などが走行していない時、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを行わないこと。

※エコドライブ…不要なアイドリングや急発進、急ブレーキをやめるなど、車を運転する上で実施できる環境対策。

【施策6】 水質汚濁の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。

実行施策		担当課
①	家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。	生活環境課
②	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。	生活環境課
③	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽※へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課 下水道施設課
⑤	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	下水道施設課 河川課
⑥	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
河川調査地点数	17箇所／年	→
工場・事業場の排水基準の適合率	93%	↗
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換件数	19件／年	→
公共下水道の普及率	83.2%	↗

※合併処理浄化槽…生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。

【施策7】 騒音・振動の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。	生活環境課
②	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。	生活環境課
③	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
道路騒音・振動にかかる要請限度の達成率	95.8%	→
工業地域及び準工業地域における地区計画策定数（累計）	3件	↗

【施策 8】 その他の公害の防止（環境目標：公害の防止）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	上尾市役所での空間放射線を測定し、結果を広く公表します。市内の農作物の食品放射能を測定し、事業者にお知らせします。	生活環境課
②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。	生活環境課
③	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。	生活環境課
④	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。	生活環境課
⑤	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈6〉と同じ】	生活環境課
⑥	工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。	生活環境課
⑦	市内のダイオキシン類 [※] の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。	生活環境課
⑧	ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。	生活環境課
⑨	アスベスト [※] による健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課
⑩	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物を把握します。	建築安全課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
悪臭発生源への指導実施率	100%	→
ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）	100%	→
野焼きパトロール回数	6回／年	→

※ダイオキシン類…生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

※アスベスト…石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因に。

【施策 9】 公園の整備（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。

実行施策		担当課
①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
②	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
③	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の適切な運用に努めます。【施策〈3〉と同じ】	みどり公園課
④	身近で自然とふれあい、学べる場を守るため、公園の維持管理に努めます。	みどり公園課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
都市公園の面積	93.86ha(2020年度)	↗
市民1人当たりの都市公園面積	4.1㎡(2020年度)	↗
可住地面積当たりの公園面積の割合	2.1%(2017年度)	→
協定締結公園数	63箇所	→
改修を行った公園箇所数	9箇所	→

【施策 10】 農地の保全・活用（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園※の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。

実行施策		担当課
①	都市における農地を保全するため、市民農園の市民への利用促進を図ります。	農政課
②	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設について周知を行います。	農政課
③	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。	農政課
④	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	農政課
⑤	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。【施策〈3〉と同じ】	農政課
⑥	農業後継者を始め、農業外からの新規就農等、市の農業を担う意欲ある農業者の支援を促進します。	農政課
⑦	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局
⑧	地産地消により、地域農業を活性化させるため、地場産品の学校給食への活用を推進します。	学校保健課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
市民農園利用者数	277人／年	→
新規市民農園開設数（累計）	-	↗
農業従事者1人当たりの経営耕地面積	0.33ha（2015年度）	→
全農地に占める遊休農地面積の割合	18.1%	→
学校給食における上尾市産米使用回数	3回／年	→

※市民農園…サラリーマン家庭や都市住民の方々などが、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

【施策 11】 環境美化の推進（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

実行施策		担当課
①	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	道路課 河川課
②	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。	生活環境課
③	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
④	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	生活環境課
⑤	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚環境センター
⑥	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚環境センター

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
クリーン上尾運動※参加者一人当たりごみ回収量	0.9Kg	↘
ごみ散乱防止ネットの配布件数	136 件／年	→

※クリーン上尾運動…関東統一キャンペーン実施日（ごみ・ゼロの日 5月30日）を中心に地区ごとにクリーン上尾運動として美化清掃活動を実施。

【施策 12】 景観の保全・整備（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

実行施策		担当課
①	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
②	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課
③	駅周辺の中心市街地や防災上重要な都市計画道路については、防災機能の向上、通行空間の安全性、快適性の確保、良好な景観掲載を図るため、無電柱化を推進します。	道路課
④	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	道路課
⑤	安全で快適に通行できる交通環境を目指して、歩道等の整備を推進します。	道路課
⑥	高齢者や障がい者、すべての人が利用しやすい道づくりのため、歩道等のバリアフリー化など、歩行空間におけるユニバーサルデザインを推進していきます。	道路課
⑦	残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。	農政課
⑧	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。	交通防犯課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
地区計画策定数（累計）	26 件	↗
無電柱化整備延長	0m	↗
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,463 枚／年	↗
撤去した自転車台数	850 台／年	↘

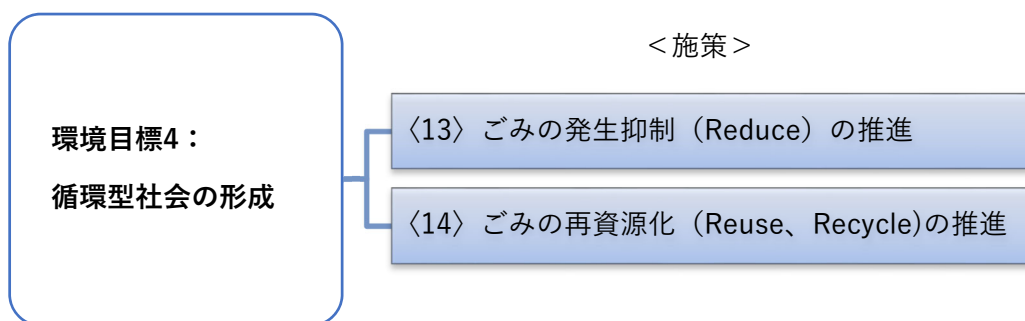
3. 資源循環分野

■資源循環分野における目標・施策

資源循環分野における環境目標は、【循環型社会の形成】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈13〉ごみの発生抑制（Reduce）の推進、〈14〉ごみの再資源化（Reuse、Recycle）の推進の各施策の展開を通じ、ごみの減量、リユース、リサイクルにむけた取組を推進し、「ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上」を図ります。

資源循環分野



計画指標	2018 年度実績値※	2030 年度目標値
1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）	673g/人・日	597g/人・日
ごみのリサイクル率	19.7%	24.7%

※一般廃棄物処理実態調査（環境省）の公表結果より、直近の実績値として2018年度の値を基準値としています。

■関連するSDGsの項目



【施策 13】 ごみの発生抑制（Reduce）の推進 （環境目標：循環型社会の形成）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	家庭ごみの減量化と資源循環*のため、ごみの減らし方やリサイクルについて積極的な情報発信を実施します。	環境政策課
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに過剰包装の辞退やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
③	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。	環境政策課
④	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
⑤	食品ロスを削減するため、フードドライブなどの活動を促進します。	環境政策課
⑥	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者へ指導します。	建築安全課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
ごみに関する出前講座受講者数（累計）	584人	↗
廃棄物の最終処分割合	8.4%（2018年度）	↘

※資源循環…廃棄物を再使用、再生利用、熱回収などすることにより、資源として利用すること。

【施策 14】 ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進 （環境目標：循環型社会の形成）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体でごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）を推進します。

実行施策		担当課
①	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。【施策<13>と同じ】	環境政策課
②	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域リサイクルの活動内容や事例紹介など情報発信を行います。	環境政策課
③	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
④	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚環境センター
⑤	収集した粗大ごみからのピックアップ、リユースを前提とした収集、リユース品の住民の持ち込みなどによるリユース活動を促進します。	西貝塚環境センター

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
地域リサイクル活動による資源回収割合	8.35%	↗
リサイクル品の持ち込み数	36点	→

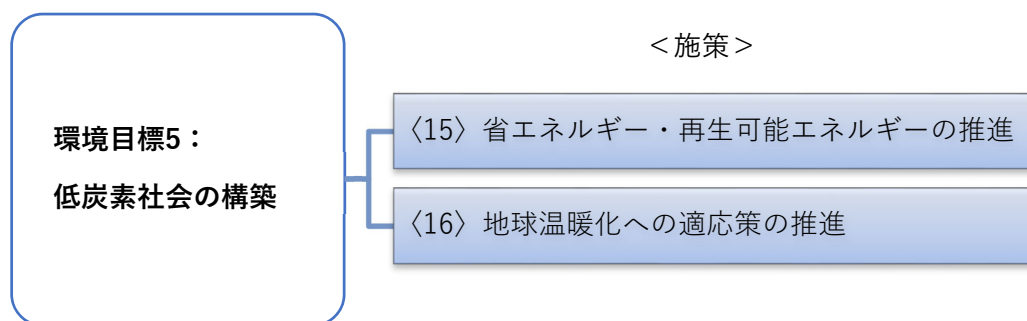
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野

■省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野における目標・施策

省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野における環境目標は、【低炭素社会の構築】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進、〈16〉地球温暖化への適応策の推進の各施策の展開を通じ、省エネ、再エネの徹底や気候変動への適応にむけた取組を推進し、「温室効果ガス排出量の削減」を図ります。

省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野



計画指標	2013 年度実績値 [※]	2030 年度目標値
市内の CO ₂ 排出量	1,262 千 t-CO ₂	933 千 t-CO ₂
人口 1 人当たりの CO ₂ 排出量	5.5t-CO ₂	4.2t-CO ₂

※「パリ協定」における基準年に合わせ 2013 年度の値を基準値としています。

■関連する SDGs の項目



【施策 15】 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (環境目標：低炭素社会の構築)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断※、エコチューニング※等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

また、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

実行施策 (家庭部門)		担当課
①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて太陽光・太陽熱・エネファーム(家庭用燃料電池)等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けてホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)※等の情報提供を行い、設置を促します。	環境政策課
④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテン※を普及・促進します。	環境政策課
実行施策 (産業部門)		担当課
⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。	環境政策課
⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて太陽光・太陽熱・コージェネレーション設備(熱電併給システム)等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課

※省エネ診断…専門家が家庭や事業所のエネルギー使用状況を診断し、実行性の高いアドバイスを行う制度のこと。

※エコチューニング…温室効果ガスを削減するため、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うこと。

※ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)…家庭用の電力管理システム。

※グリーンカーテン…植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。

実行施策（業務その他部門）		担当課
⑦	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。	環境政策課
⑧	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
⑨	学校の緑を維持する為、敷地内の樹木を適切に管理します。	教育総務課
⑩	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、学校にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課 教育総務課

実行施策（運輸部門）		担当課
⑪	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課
⑫	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者が公共交通機関利用の実践を促します。【施策〈5〉と同じ】	交通防犯課
⑬	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
⑭	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者がエコドライブやアイドリングストップの実践を促します。	生活環境課
⑮	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に掲げる、自転車レーン整備優先エリアの整備を進めます。	都市計画課 道路課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
世帯当たりの太陽光発電設置割合	4.7%	↗
太陽熱を利用した温水機器等がある住宅の割合	2.8%(2018年度)	↗
太陽光を利用した発電機器がある住宅の割合	4.3%(2018年度)	↗
省エネに関する出前講座※受講者数	0人/年	↗
省エネ対策推進奨励金※申請件数（省エネ設備）	169件/年	→
省エネ対策推進奨励金申請件数（次世代自動車）	12件/年	→
省エネ対策推進奨励金申請件数（その他省エネ対策）	45件/年	→
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガスの削減率	9.1%(2018年度比)	↗
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	16,786t-CO ₂	↘
ぐるっとくんの年間利用者数	480,306人/年	↗
自転車レーンの整備延長	5.6Km	↗

※出前講座…申込みに応じて、市職員等が学習者の希望する時間に学習者の確保した学習場所へ出向き、所掌事務に関する内容等の講義を行うもの。

※省エネ対策推進奨励金…市では、自主的に省エネ活動に取り組む方々に予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付。

【施策 16】 地球温暖化への適応策の推進 (環境目標：低炭素社会の構築)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策※」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策※」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

実行施策		担当課
①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。	みどり公園課 環境政策課
②	熱中症予防に向け、市民や事業者に打ち水などの暑さへの対策を広く呼びかけます。	環境政策課
③	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。	河川課
④	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。	危機管理防災課
⑤	上尾市防災士協議会と連携し、マイタイムライン※等普段の備えを具体的に分かりやすく伝えていくことで、防災行動の普及啓発に努めます。	危機管理防災課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
雨水貯留タンク設置補助件数	28 件／年	→
イツモ防災講座（マイタイムラインを含む）受講者数	2,412 人／年	→

※緩和策…地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

※適応策…気候の変動やそれに伴う気温・海面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという対策のこと。

※マイタイムライン…台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

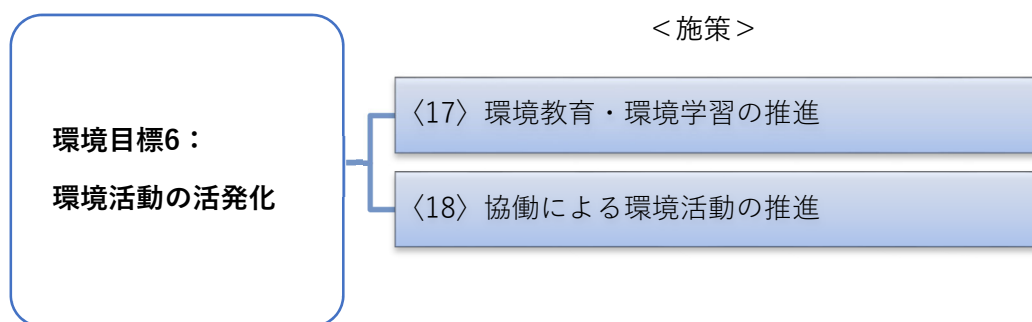
5. 環境づくり分野

■環境づくり分野における目標・施策

環境づくり分野における環境目標は、【環境活動の活発化】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈17〉環境教育・環境学習の推進、〈18〉協働による環境活動の推進の各施策の展開を通じ、子どもから大人までの環境教育やボランティア活動の活性化などにむけた取組を推進し、「環境活動に参加したいと思う人の割合の向上」を図ります。

環境づくり分野



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
「環境活動に参加したい」 と思う人の割合	2.3%	5%

■関連する SDGs の項目



【施策 17】 環境教育・環境学習の推進 (環境目標：環境活動の活発化)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

実行施策		担当課
①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
②	地域における環境学習の機会を増やすため、環境推進協議会において市民向けの環境に関する学習会を開催します。	環境政策課
③	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課
④	市民が自然とふれあう機会を増やすため、自然観察会などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	環境政策課
⑤	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課
⑥	子どもの時からの環境教育の機会を増やすため、学校における温暖化対策講座等の実施を進めます。	指導課
⑦	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。	生涯学習課
⑧	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	みどり公園課
⑨	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
環境推進協議会学習会参加者数	52人/年	↗
市内小中学校での環境パネルの展示回数	1回/年	↗
温暖化対策講座実施校数	2校/年	↗
環境学習講座参加者数	0人/年	↗

【施策 18】 協働による環境活動の推進 (環境目標：環境活動の活発化)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするすることで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。

実行施策		担当課
①	将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈2〉と同じ】	環境政策課
③	NPO や民間事業者等が市民、行政と協働して行う環境活動に関する情報を収集するとともに、取組拡大に向けて広く周知啓発を行います。	環境政策課
④	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課 みどり公園課 農政課
⑤	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈11〉と同じ】	生活環境課
⑥	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈10〉と同じ】	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
あげお環境賞※受賞団体の紹介件数	2 件/年	→
クリーン上尾運動参加人数	18,762 人/年	→

※あげお環境賞…環境の保全と創造に関する意識の醸成および行動の促進を図るため、個人、各種団体および事業者において、他の模範となる優れた取組を表彰するもの。

第2章 推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、「第1部 第1章 5. 計画の推進体制」で記したように、市民・事業者・行政がお互いの役割に応じた行動を協働で実践していくことが重要です。そこで、次に掲げる組織を推進体制の基盤として活用し、計画の推進を図ります。

1) 上尾市環境審議会

上尾市環境審議会は、市の環境の保全および創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき設置された組織です。市議会議員、関係団体の代表、関係行政機関の職員、有識者で構成されています。

本計画の推進にあたっては、計画全体の進捗状況や今後に向けた課題について審議を行い、市長へ助言を行います。

2) 上尾市環境政策推進会議・上尾市環境政策推進会議幹事会

上尾市環境政策推進会議は、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、上尾市環境基本条例に基づき設置された庁内の横断的な組織です。市長を会長に、副市長を副会長におき、部長職の職員により構成され、下部組織に次長職の職員で構成される上尾市環境政策推進会議幹事会を設置しています。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル[※]に基づき、環境関連施策の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

3) 上尾市環境推進協議会

環境への負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的に設置された組織で、市民団体、事業者、有識者で構成されています。

主な活動として、環境イベントや学習会を開催しているほか、あげお環境賞の贈呈などの活動や市民・事業者への環境情報の提供を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画に示された取組を市と協働して実践します。

※PDCA サイクル…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づき、年次計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、施策の進捗状況の確認、評価(Check)を行い、次年度のアクションプランへと反映させます(Action)。

1) Plan (計画)：年次計画の策定

各施策を進めるにあたり、担当部署は、年度当初に当該年度のアクションプランを策定します。策定にあたっては、担当施策に対する取組の実施状況を把握するため、指標(業務指標)を設定します。業務指標には数値目標を設定します。

また、部局横断的な指標として、計画指標を設定しており、5年毎に目標値を設定、見直します。

2) Do (実行)：取組の推進

策定したアクションプランに基づき、担当部署は取組を推進します。なお、進捗状況の確認や課題の抽出については、次のプロセスで確認します。

3) Check (点検・評価)：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年度当初に掲げた業務指標の目標値に対する実績値を確認し、なぜどのような結果となったのか等について考察するとともに、課題の抽出を行います。

計画指標については5年(一部を除く※)ごとに、業務指標の進捗状況と合わせて、目標の達成状況を確認します。

計画の進捗については、上尾市環境政策推進会議で確認したうえで、上尾市環境審議会に報告し、評価や助言を受けます。

また、年度ごとの実績については、「上尾市環境年次報告書」として取りまとめ、市民・事業者等に公表します。

4) Action (改善)：次年度計画への反映

担当部署は点検・評価における自己評価に加え、上尾市環境政策推進会議及び上尾市環境審議会の評価や助言等を踏まえた改善策について、次年度のアクションプランへと反映させます。

※ 「1人1日当たりのごみ排出量」「ごみのリサイクル率」「市内のCO₂排出量」「人口1人当たりのCO₂排出量」